

学 則

平成25年4月1日改定

慈恵第三看護専門学校

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 本校は学校教育法ならびに保健師助産師看護師法に基づき、看護に関する専門教育を行い、人格の涵養に努め社会に貢献し得る有能な看護師を育成する。

(名 称)

第 2 条 本校は慈恵第三看護専門学校と称する。

(位 置)

第 3 条 本校を東京都狛江市和泉本町四丁目 1 1 番 1 号に置く。

第 2 章 課程・学科・修業年限・定員および休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第 4 条 本校の課程、学科および修業年限ならびに定員は次のとおりとする。

課 程 名		学科名	修業年限	入学定員	総 定 員
看護専門課程	3年課程	看護学科	3年	50名	150名

2 学生は通算して6年を超えて在学することはできない。

(年度、学期)

第 5 条 本校の年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は次のとおりとする。

(1) 前期 4月 1日から 9月30日まで

(2) 後期 10月 1日から翌年 3月31日まで

(始業および終業の時刻)

第 6 条 授業の始業及び終業時刻は別にこれを定める。

2 講義は原則として、9時に始まり16時10分に終了する。ただし臨地実習においてはこの限りではない。

(休業日)

第 7 条 本校の休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律で規定する休日

(3) 慈恵大学の記念日 5月 1日・10月15日

(4) 春季休業 3月25日から 4月 5日

(5) 夏季休業 7月25日から 8月31日

(6) 冬季休業 12月24日から翌年 1月 7日

2 学校長は前項の休業日を必要に応じて変更、または臨時に定めることができる。

3 学校長は休業の期間中でも、必要な実習その他を課することができる。

第 3 章 教育課程および単位数

(教育課程および単位数)

第 8 条 本校の教育課程および単位数（授業時間数）は別表のとおりとする。
（単位の履修）

第 9 条 学生は次の各号に掲げる授業科目について当該各号に定める単位数を履修し、総計 98 単位 3,000 時間を修得しなければならない。

- (1) 基礎分野 13 単位
- (2) 専門基礎分野 21 単位
- (3) 専門分野Ⅰ 13 単位
- (4) 専門分野Ⅱ 38 単位
- (5) 統合分野 13 単位

- 2 所定の単位を取得し、卒業を認められた者は看護師国家試験の受験資格を得ることができる。
- 3 単位の計算方法は、1 単位の履修時間を当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については 15 時間から 30 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については 30 時間から 45 時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (3) 臨地実習は 45 時間をもって 1 単位とする。

第 4 章 成績の評価および単位の認定

(成績の評価および単位の認定)

第 10 条 成績の評価は学科試験および実習成績などにより総合的に評価し、その科目の講師が、次の基準により行う。

評価	得点(点数)	合否
A	80 点以上	合格
B	70 点以上 80 点未満	
C	60 点以上 70 点未満	
D	60 点未満	不合格

2 合格した者には当該科目の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第 11 条 次の各号に該当する者で、本校に入学した者の既修得単位の認定については、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評価し、本校における教育内容に相当するものと認められた場合には、本校において修得したものとして認定することができる。

- (1) 放送大学やその他の大学若しくは高等専門学校又は医療関係 10 職種の学校・養成所に該当する者。
但し、本校における総取得単位数の 2 分の 1 を超えない範囲で認定する。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)第 39 条第 1 号の規定に該当する者。社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成 20 年厚生労働省令第 42 号)による改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和 62 年厚生省令第 50 号)別表第 4 に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第 4 若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成 20 年文部科学省・厚生労働省令第 2 号)

別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り認定する。但し、本校の基礎分野の科目の範囲とする。

2 既修得単位の認定について必要な事項は別に定める。

第5章 入学・転学および卒業

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は次のとおりとする。

学校教育法第90条の規定に該当する者（高等学校卒業者またはこれと同等以上の学力を有する者）とする。

(入学出願の手続)

第13条 本校に入学を志望する者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第27条に定める入学試験料を添えて指定期日までに提出しなければならない。

(入学者の選考)

第14条 入学者の選考方法については別に定める。

(入学の時期)

第15条 入学の時期は4月とする。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、保証人2名（第1保証人・第2保証人）を定め、本校所定の誓約書などに必要な事項を記載し、第27条に定める入学金、授業料などを添えて指定期日までに手続をとらなければならない。

(転学)

第17条 他校より本校に転入学を希望する者があるときは、欠員のある場合に限り、入学試験判定会議の議を経て許可することがある。

2 本校より他校に転出学を希望する者があるときは、入学試験判定会議の議を経て許可することがある。

(保証人)

第18条 保証人は学生の身上などに関する一切の責任を負うことのできる者で、第1保証人は父兄もしくは保護者とし、第2保証人は成年者で独立の生計を営む者でなければならない。

2 保証人を変更する時または保証人が氏名、住所などを変更した時は、すみやかに届け出なければならない。

(卒業の認定)

第19条 所定の単位を修得した者について、学校長は卒業認定会議の議を経て卒業を認定する。

2 欠席日数が出席すべき日数の1/3を超えない者とする。

(卒業)

第20条 前条により卒業を認められた者には卒業証書を授与する。

2 卒業証書を授与された者は、専門士（看護専門課程）と称することを認める。

第6章 休学・復学および退学

(休学)

第21条 学生が休学を希望する時は、所定の様式（様式6）第1保証人連署の上、学校長に願い出て、許可を得なければならない。

ただし、休学の理由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

2 病気その他やむを得ない理由で引き続き1ヵ月以上欠席した学生は、休学させることがある。

(休学期間)

第22条 休学期間は通算して2年を超えることは出来ない。休学期間が1年を超える場合は新たに手続をしなければならない。

2 休学期間は在学年限に算入しない。

(復学)

第23条 休学者が復学を希望する時は、所定の様式(様式7)第1保証人連署の上、学校長に願い出て、許可を得なければならない。

ただし、休学の理由が疾病による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

(退学)

第24条 学生が退学を希望する時は、第1保証人連署の上、学校長に願い出て、許可を得なければならない。

第7章 賞 罰

(表彰)

第25条 学業操行ともに優秀なる者または善行があつて他の模範となる者は、これを表彰することがある。

2 表彰に関する規程は別にこれを定める。

(懲戒)

第26条 学則に違反し、学生としての本分に反する行為があつた者に対して、懲戒することがある。

2 懲戒は戒告、停学および退学とする。

3 次の各号の1つに該当する者には退学を命ずることがある。

(1) 正当な理由なく出席が常でない者

(2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(4) 正当な理由なく授業料など学費を納入しない者

第8章 入学試験料、入学金、授業料、実習費及び奨学金

(学費)

第27条 入学試験料、入学金、授業料、実習費の額は、次のとおりとする。

(1) 入学試験料 20,000円

(2) 入学金 100,000円

(3) 授業料(年間) 300,000円

(4) 実習費(年間) 60,000円

2 入学を許可された者は、入学の手続と同時に入学金、授業料、実習費を納めなければならない。

ただし、指定の期日までに入学辞退を文書にて申し出た者に限り、入学金を除いた納入金を返還する。

3 授業料、実習費は、毎年指定の期日までに納入しなければならない。

4 入学試験料、入学金、授業料及び実習費は、本校指定の銀行口座へ振込とする。

(授業料等の未納者に対する措置)

第28条 授業料、実習費を指定の期日までに納入しない者は、授業、実習及び試験を受けることができない。

(授業料等の返還)

第29条 授業料、実習費の返還については、別に定める。

(休学、停学、退学及び除籍の場合の授業料、実習費の取り扱い)

第30条 休学、停学、退学及び除籍の場合の授業料、実習費の扱いは、別に定める。

(奨学金)

第31条 学生は別に定める奨学金に関する規程により奨学金の貸与を受けることができる。

第9章 健康管理

(健康管理)

第32条 学生の健康管理は年1回(春季)以上とし、年間計画に基づき実施する。

2 健康管理に関する規程は別に定める。

第10章 教職員組織

(教職員)

第33条 本校に、次の教職員を置く。

- (1) 学校長 1名
- (2) 副学校長 1名
- (3) 教務主任 1名
- (4) 実習調整者 1名
- (5) 専任教員 9名以上
- (6) 講師 50名以上
- (7) 事務職員 3名以上(内1名は事務長とする)
- (8) 校医 1名
- (9) 参与 1名以上

2 教職員の職務に関する規程は別に定める。

(会議)

第34条 本校の運営に関して次の会議を置く。

- (1) 運営会議
 - (2) 教員会議
 - (3) 教職員会議
 - (4) 認定会議
 - ① 単位認定会議
 - ② 卒業認定会議
 - ③ 既修得単位認定会議
 - (5) 入学試験判定会議
 - (6) カリキュラム会議
 - (7) 講師会議
 - (8) 臨床実習指導者会議
 - (9) 入試委員会
 - (10) その他 学校長が定める会議
- 2 会議に関する構成員、開催日時等は別に定める。
- 3 会議は学校長が召集し、教育上必要と認められる事項を審議する。

附 則

- 1 この学則の施行に関し、必要な事項は、学校長が別に定める。
- 2 この学則は平成25年4月1日から施行する。

昭和 46.4.1 制定

昭和 51.4.1 改定

昭和 52.4.1 改定

昭和 53.4.1 改定

昭和 54.4.1 改定

昭和 57.4.1 改定

昭和 58.4.1 改定

昭和 59.4.1 改定

昭和 60.4.1 改定

昭和 62.4.1 改定

平成 02.4.1 改定

平成 03.4.1 改定

平成 04.4.1 改定

平成 08.3.1 改定

平成 09.4.1 改定

平成 11.4.1 改定

平成 17.4.1 改定

平成 19.4.1 改定

平成 21.4.1 改定

平成 25.4.1 改定